

評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 31 年 3 月 26 日（火）午後 1 時 30 分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。
まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数 7 名以上 32 名以内、現在員数 32 名、本日の出席者 29 名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第 15 条第 2 項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。
なお、本日の議案について、特別の利害関係を有する評議員の出席はございません。
次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。
(資料確認)
それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長 (あ い さ つ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第 15 条第 1 項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。
(異 議 な し)

異議なしということでございますので、議長を北区社会福祉協議会会長の吉川評議員にお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社会福祉協議会の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしく願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により 2 名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議事録の署名人は、「平野区社会福祉協議会 会長」の田中評議員と、「NHK 厚生文化事業団 近畿支局長」の種田評議員にお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

< 議 案 > 平成 31 (2019) 年度事業計画及び予算 (案) について

吉川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

本日の議案、平成 31 (2019) 年度事業計画及び予算 (案) について、事務局から説明してください。

堀江課長 地域福祉課長の堀江でございます。

第 1 号議案、平成 31 (2019) 年度事業計画及び予算 (案) ですが、まずは事業計画 (案) につきまして、ご説明申し上げます。

堀江課長

資料1の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。

わが国では、少子・高齢化、人口減少社会を迎え、社会的孤立や貧困といった問題が個人や世帯で深刻化している中、全世代型社会保障の基盤強化に向けて、地域共生社会の実現をめざすとともに、働き方改革の推進や、福祉人材の確保等を図っていくこととしています。

本会においては、3カ年計画として「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定し、大阪市の「大阪市地域福祉基本計画」とも連携を図りながら、推進しています。

本年は、その2年目にあたり、「担い手」「居場所」「見守り」の3つの重点目標に掲げる取組みについて、絶えず評価・検証結果を反映しながら推進し、社会的孤立を防ぎ、人と人が支えあうことができる「地域づくり」をめざしていきます。

市内には、高齢者や障がい者、児童等に関するさまざまな相談支援機関が多数あり、住民から多くの相談が寄せられているが、相談内容は複合的な困りごとを抱えていることが多く、その解決が困難な場合には、行政が核となり、全市的な包括的相談支援体制の整備を図ることになっています。

このような中、社協は、さまざまな事業を通じて構築してきた関係機関とのネットワークにより、専門的な相談支援等の窓口を拡げるとともに、地域での見守り活動などを通して住民自らが“困りごと”に気づき、専門職と連携し、解決を図っていくことができるよう、地域の福祉力の向上をめざします。

ついでには、区社協への支援を一層強化し、市・区社協が一体となって大阪市地域福祉活動推進計画にもとづく取組みを進め、分野横断的かつ包括的に支援する体制を構築し、社協の総合力を一層発揮します。

また、近年、大規模災害が多発している中、初動対応を的確に進めるとともに、市民の生活復旧やその後の生活支援に向けて、迅速かつ効果的な支援が行えるよう、事業継続計画（BCP）を策定し、社協事業の早期復旧をめざすなど必要な災害対策を推進していきます。

これらを推進する基盤として、職員一人ひとりが仕事へのやりがいを持ちながら、自身の将来像を描くことができる持続可能な組織運営をめざしていきます。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざし、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、地域福祉を一層推進します。

続きまして、2頁「IIの平成31年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。

主な内容につきましてご説明いたします。

1の「自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化」につきましては、平成29年度から設置しております「市・区社協経営計画会議」を定期開催しております。社協をとりまく現状をふまえ、市・区社協が一体感をもって、全市的な共通の課題に対して具体的な対応策を検討するとともに、本年4月から順次施行される「働き方改革関連法」などの外部環境の変化も考慮しながら、安定した組織運営と事業実施体制の構築、人材育成の強化等に取り組んでまいります。

2の「大阪市地域福祉活動推進計画」の推進につきましては、平成30年3月に策

定いたしました「大阪市地域福祉活動推進計画」の推進2年目といたしまして、前年度の評価・検証結果をふまえ、重点目標の「地域福祉を担う人を広げる」「人が集い・つながる場を広げる」「地域で見守り・気にかけて関係を広げる」の3つに係る取組みを推進し、今年度も評価をしっかりと行い、結果を反映して、地域福祉活動をさらに推進してまいります。

3頁の3「地域生活課題をふまえた地域福祉活動推進の支援」につきましては、区の地域福祉推進の中核を担う区社協への支援を強化し、関係機関と連携しながら、地域福祉活動の推進を引き続き実施してまいります。

(2) の地域こども支援ネットワーク事業の推進は2年目の取組みとなりますが、昨年度からの継続内容に加えまして、今年度新たにこども食堂等、活動者のための「こどもの居場所あんしん保険」の実施、こども食堂等を利用しているこどもや保護者、活動者、社会福祉施設、企業等との協働による福祉体験キャンプの実施、こどもの居場所に関する調査研究を実施していくこととしております。

4頁の(5)「善意銀行の運営」でございますが、平成31年2月22日に株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動 寄贈品に関する協定」に係る取組みをはじめとし、企業等によるCSR(社会貢献)活動と連携し、おもに物品寄附を介して、生活に困難を抱える個人や世帯への支援を一層推進していくこととしております。株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協定に関する内容は、後程詳しくご説明させていただきます。

5頁の4「総合的な相談支援体制の充実」でございます。地域の見守り活動による支援と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果により、地域での包括的・総合的な支援体制が推進されていくことを踏まえまして、社協で現在実施している見守り相談室、生活困窮者自立相談支援窓口、地域包括支援センター等の事業別の全市的な連携強化と併せて、区社協内における部門間の横断的・包括的相談支援体制の構築に向け、支援を強化してまいります。

6頁の5「権利擁護に関する取組みの推進」ですが、昨年度、権利擁護を推進するため、「あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)」と「成年後見支援センター事業」の両事業の連携強化のため、あんしんさぽーと事業の事務局を「社会福祉研修・情報センター」に移し、進めてきたところです。この2事業の連携は引き続き強化するとともに、特に成年後見支援センター事業は、広報や相談機能の充実を図ることと、市民後見人の活動を広げていくための養成・支援に向けた取組みを一層推進してまいります。

7頁の6「大規模災害発生時に備えた災害対策の推進」をご覧ください。昨年度は大阪北部地震や台風21号等自然災害が非常に多かった一年でございましたが、その時の災害対応での課題をふまえまして、初動対応や関係機関との連携、災害訓練の継続実施や安全な職場環境の整備、災害時のボランティア活動支援体制の構築、災害時における事業継続計画(BCP)の策定に取り組んでまいります。

7頁の6の(2)のウ ライオンズクラブとの「災害時のボランティア活動支援に関する協定」及び、8頁の6の(3)に記載しております区社協で実施された「屋根のシート張り講習会」につきましては、後程別途ご説明させていただきます。

8頁から9頁に記載の7「ボランティア・市民活動の推進・強化」につきましては、各区ボランティア・市民活動センターとの連携を一層密にし、担い手育成に関わる福祉教育やボランティア・市民活動に関する情報発信を強化し、普及・啓発に

堀江課長

取り組むとともに、市民、市民活動団体、企業等の連携・協働をすすめ、市民活動や社会貢献活動を円滑に進めることができるよう、総合的に支援してまいります。

9 頁の 8「中立・公正な立場にたった事業の展開」、9「福祉人材の養成及び情報の発信」については、内容の充実を図りながら引き続き取り組んでまいります。

11 頁の 10「福祉関係機関、団体との連絡協調」の (1) 民生委員・児童委員との連携につきましては、特に見守り活動については引き続き連携を強化していきたいと考えております。また、(3) 及び 12 頁に移りまして、(6) の大阪市社会事業施設協議会との連携や支援につきましては、先ほどご説明させていただきました善意銀行における株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協定に関する取組みや福祉人材・定着に関する取組み、社会福祉法人の地域における公益的な取組みなど、様々な場面において市内で約 1000 あります社会福祉施設と一層連携を強化していくこととしております。

最後になりますが、12 頁の 11「広報啓発活動の充実」でございます。(1) にも記載させていただいておりますが、効果的な広報戦略をたてるとともに、情報を必要としている対象者に“届く広報”を意識して情報の発信に努めてまいります。これにつきましては、本会で発行しております 3 種類の広報誌やホームページの枠を超えて、事業そのものをどう住民のみなさまに発信していくのか、これが本会の信頼性や透明性の向上につながり、社会福祉協議会の理解者・支援者を拡充していく、さらには地域福祉の担い手を広げる取組みにもつながっていくことから、本会全体で進めていきたいと考えております。

以上、平成 31 (2019) 年度事業計画 (案) についてご説明させていただきました。

真鍋課長

総務課長の真鍋でございます。続いて、平成 31 年度予算 (案) について、ご説明申し上げます。

13 頁の「平成 31 年度当初予算 (案) について (概要)」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、最上段、事業活動収入が 43 億 7,200 万 5 千円、その 2 段下、その他の活動収入が 6 億 3,799 万 8 千円で、合計しますと 50 億 1,010 万 3 千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、8,505 万 7 千円の増となっております。

次に支出額ですが、最上段、事業活動支出が 44 億 8,363 万 7 千円、その下、施設整備等支出が 283 万 7 千円、その下、その他の活動支出が 4 億 4,761 万 9 千円、更にその下、予備費支出が 1,321 万 6 千円で、合計しますと 49 億 4,730 万 9 千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1,785 万円の減となっております。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、プラス 6,269 万 4 千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。年度単位で事業を計画・実施します法人運営事業及びその他の事業では、収支差額は 0 円であり、収入に見合った支出を計上しております。一方、善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、今まで蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。平成 31 年度予算については、収支差額はプラス 6,269 万 4 千円となりますが、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の継続実施に伴い、以降 4 年間分の貸付資金補助金及び事務費 8,787 万 9 千円

真鍋課長

が一括して収入予定であること等が原因となっております。

次に、14 頁の「2 収入の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。貸付事業収入は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業において予算計上されているもので、今回予算から新たに計上されたものとなっております。本事業においては、ひとり親家庭の親の自立の促進を目的に、養成機関への入学資金等を貸し付けておりますが、養成機関を修了し、資格取得から1年以内に就職する等といった条件を満たさない場合には、貸付資金の返還を求めることとなっております。今回、借受者1名について、返還を求めるものでございます。

基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金事業において運用中の債券5億円が、平成31年6月18日に満期を迎えることから、その収入を予算計上するものでございます。この5億円につきましては、事業の継続実施に必要な資金を事業資金として残しつつ、残額を再度運用することで事業の効果的な継続を図ってまいります。

その他の活動による収入は、先ほども申しあげましたように、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業において、事業の継続実施に伴い、以降4年間分の貸付資金補助金の収入を計上したものでございます。

続いて、資料15頁の「3 支出の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。基金積立資産支出は、ボランティア活動振興基金事業において満期を迎える債権5億円のうち、再運用予定額4億円を計上したものでございます。

積立資産支出は、被災時の被災者支援を目的として設置しております「大阪市災害時ボランティア活動支援積立金」への積立を予算計上したものでございます。今年度会計において、大阪北部地震等の見舞金として和歌山県社協・神戸市社協・京都市社協・堺市社協から総額50万円をいただき、同額を「大阪市災害時ボランティア活動支援積立金」へ積み立てております。現在の積立金残高は350万円となっておりますが、大規模災害に備え、今後も計画的に積み立てていく必要があることから、法人の自己資金による積立を予算計上したものです。

予備費支出については、働き方改革法案の施行に伴う対策、区社協事業への支援、その他として計上しております。

最後に、資料16頁の「4 事業別支出予算額の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

まず、法人運営事業において、先ほど申しあげた働き方改革関連法施行に伴う対応予算のほか、5年前に事務局で一括購入したパソコンについて、WindowsによるOSのサポートが終了することに伴う買換え経費を計上しております。

地域子ども支援ネットワーク事業は、子ども食堂等の活動者に係る保険事業の新規実施経費178万円を計上しております。

要介護認定訪問調査事業は、調査件数の増加見込みにより約4,000万円の予算の増加を見込んでおります。

ボランティア・市民活動センター事業は、市民活動総合支援事業において、大阪市の公募事業を新たに2事業受託したことから、1,659万4千円増の3,155万5千円を計上しております。

社会福祉・研修情報センター事業は、予算額の若干の減少が見込まれますが、これは、全社協からの受託事業である介護職員実務者研修事業において、受講者数の減少が見込まれるために予算が減額となったものであり、研修情報センターの指定

真鍋課長

管理運営事業については昨年度と同様の予算規模となっております。

職員費調整事業は、定年退職等による高年齢層の減少と、職員の新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

ボランティア活動振興基金事業は、前述のとおり、債権の満期取崩しに伴う再運用を予算計上していることによるものです。なお、本事業における助成金支出については、平成 31 年度予算から実際の支出に見合った予算計上に減額調整しております。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、事業継続により周知度が上昇しておりますことから貸付件数の増加が見込まれるため、助成金支出について 1,000 万円の増を見込んでおります。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては 17 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、平成 31（2019）年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉川議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田評議員

山田でございます。地域福祉活動推進計画において今年度、評価の手法を検討し、2 年目にあたる来年度はそれを反映した形で進めていくことになっております。地域福祉の分野においてはある意味、評価というのはなかなか難しい部分ですが、チャレンジしている経緯を見させてもらっています。この経験を活かしながら、他の事業においても評価の概念を取り入れ、広がっていくことを期待したいと思います。

堀江課長

貴重なご意見ありがとうございます。地域福祉活動推進計画はようやく 1 年が過ぎまして、先般から評価会議等を開催しております。評価が十分でなかった計画も今までにはございましたので、今回は評価についても重点的に進めているところでございます。本計画だけでなく、市社協の事業計画をはじめ様々な計画におきましても、しっかりと実施して、振り返り評価をし、次につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩上評議員

子ども食堂の件についてお伺いいたします。市内各所で子ども食堂を立ちあげて、月に 1~2 回開催されていますが、開催時間帯等で疑問に思っているところがあります。というのが、実施されているのが午後あるいは夕方といった時間帯、それが月に 1~2 回。果たしてそれが子どもの食生活そのものがどのように改善されているのか、そのあたりが見えないと感じます。もう 1 つは当方で調べた結果ですが、小中学生のうち、朝食を摂っていない子どもが私たちの担当の学校では 550 人中 120 人ほどいるという状況でした。これを単純計算しまして、浪速区においては大体 350 人位の子どもが朝食を摂っていないのではないかと。さらに単純計算をすると、大阪市内では 7500 人位の子どもが朝食を摂っていないのではないかと。粗い計算ではありますが、なぜこのようなことを申しあげるかということ、月に 1~2 回の子ども食堂で、果たして全ての子どもたちにうまく伝わっているのかどうか、大人の自己満足といいまじょうか、そのように見えてしまう。子どもたちが朝ご飯を食べずに

岩上評議員 学校へ行っているということを考えると、市社協が子ども食堂にポイントを置いて事業を実施しているというのは大切なことだと思いますが、できたら市の教育委員会に対して、朝食の給食というものをできないかと市社協から投げかけるということも1つの方法じゃないかと思いました。大きな話にはなりますが、そのように感じた次第です。できないことがあるのも分かっていますが、こどもの食事、生活、貧困というものを考えたときに避けて通れないように感じましたので、このあたりのことをどのように考えておられるかお伺いできればと思います。

堀江課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃられるように確かに月1回では十分ではないということは承知しておりますが、月1回の集まりのなかで生活に課題のある子どもを大人が把握することで次の支援につながっていくケースも実際にございます。教育委員会との連携という話もありましたが、市の施策として実施している子どもサポートネット事業との連携や、子ども食堂の推進にあたっては子ども青少年局、市教育委員会とも連携しながら進めているところでございます。貧困という部分に対して月に1~2回の子ども食堂で十分に支援できていないところもございますが、そこを入口として生活に課題のある子どもに寄り添っていくということで事業を推進しております。実際に活動されている団体や他都市の状況等も確認しながら、できるところから進めていきたいと思っております。

西嶋常務 市内において子ども食堂は150か所ぐらいできており、週に1回とか、月に1回開催されています。岩上評議員がおっしゃるように十分に周知できていないところはあると思います。300近くの小学校区がありますので、より多くのところで実施していただけるように市社協としても支援していきたいと思っております。次年度の事業計画として、子ども食堂の実態調査といいますか、どういった支援が必要なのか、どういった形で活動していただけるのか、実態調査を行い、そのなかで見えてきたところをやっていきたいと思っております。朝食のところについて教育委員会に働きかけて学校でできないかというお話もございましたが、教育委員会と市社協で話をする場面もございますので、岩上評議員からおっしゃっていただいた特に朝食に目を向けたような対策が必要ではという声を伝えていくことはできると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吉川議長 他にご意見ございませんでしょうか。ないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、平成31(2019)年度事業計画及び予算(案)については、原案どおり決定されました。

予定の議案は以上ですが、報告事項について事務局から説明してください。

真鍋課長 3月19日に開催しました理事会でご承認いただきました諸規則等の一部改正について、ご報告いたします。

お手元の資料2-1をご覧ください。「専決規程」の一部改正でございますが、職員の勤怠に係る事務の効率化を図るため、主幹級以下の年次休暇や休日出勤、市内出張に関する事項を総務課長の専決事項として追記いたします。

真鍋課長

続きまして、資料 2-2「職員就業規則」の一部改正をご覧ください。働き方改革関連法の施行に伴い、10 日以上有給休暇が付与される職員は、5 日間の年次有給休暇を取得しなければならないことから、その旨を第 18 条の 5 に規定しました。その他、欠勤及び休職に係る考え方や手続きの整理のため、一部改正しております。

なお、資料 2-3「常勤嘱託就業規則」の一部改正、資料 2-4「臨時職員就業規則」の一部改正、資料 2-5「特別臨時職員就業規則」の一部改正につきましては、職員就業規則と同様に働き方改革関連法に対応するため同様に一部改正いたします。

続きまして、資料 2-6「休職及び復職規程」の一部改正につきましては、現在、職員が休職する場合、本人の願いと主治医の診断書をもって会長が決定し、復職を希望する場合は、本人の願いと主治医の診断書をもって、本会産業医に意見を求め、リハビリ勤務等を経て会長が復職の可否を決定しています。今回の改正案は、休職に入る前にも産業医の意見を聴くことで、職員がスムーズに復職できるよう規定するほか、休職及び復職に係る手続きについて明確化しました。

最後の資料 2-7「給与規則」の一部改正につきましては、管理職員特別勤務手当につきまして、実態がないことから、廃止するものでございます。

改正日につきましては、全て平成 31 年 4 月 1 日でございます。

以上、諸規則等の一部改正についてのご報告でございました。

中川部長

企画調整担当部長の、中川でございます。

続いて、(株)セブン-イレブン・ジャパンの、社会福祉 貢献活動 寄贈品に係る取組み報告でございます。資料 3 をご覧ください。

コンビニエンスストアのセブン-イレブン・ジャパンは、社会貢献活動の一環として、地域の子どもへの支援や生活に困難を抱えた個人又は世帯に対し、店舗の改装時などに生じる在庫商品の一部を活用して支援する取組みを、実施しています。

このような活動は、これまで横浜市、京都市、滋賀県、神戸市などで 取り組まれておりましたが、この度、大阪府下でも取組みが始まることとなり、先月、2 月 22 日(金)に、(株)セブン-イレブン・ジャパンと、本会・大阪市、大阪府社協・大阪府、堺市社協・堺市の 7 者で協定を締結いたしました。なお、協定締結式には、大阪市から、諫山福祉局長、佐藤子ども青少年局長に、ご出席いただきました。

セブン-イレブンからの寄贈品は、本会の善意銀行で、預託及び払出の取扱いをいたします。払出先については、「地域子ども支援ネットワーク事業」に登録している団体や大阪市社会事業施設協議会を構成する 6 団体に加盟する社会福祉施設、生活困窮者自立支援事業に携わっている区社協をはじめとして、地域福祉の推進に係るさまざまな団体へ周知し、払出を行ってまいります。

また、寄贈品が大量になることも想定されますので、保管場所として、本会事務局のほか、中央区社会福祉協議会、天王寺区社会福祉協議会にもご協力いただき、計 3 か所で保管し、払出団体へ引取りをお願いすることにしていただいております。協定締結以降、閉店した 4 店舗分の寄贈があり、段ボール計 95 箱分の需給調整を行いました。多い日は 40 箱ほどあった状況でございます。

では、前のスクリーンに、商品の寄贈から払出まで、実際の映像を 映し出させていただきますので、ご覧ください。

こちらは、2 月 28 日の様子を映したものでございます。店舗が閉店した日に、ト

中川部長

ラックで、寄贈品を本会の指定場所へ運んでくれている場面です。この日は保管場所として、天王寺区社協をお願いしておりました。

まず、中身を確認しながら、地域子ども支援ネットワーク事業に活用していただけるものや生活困窮者支援等に活用できるものなどに、ざっと仕分けします。このときは、ペットボトル飲料や日用品が多くありましたが、店舗により寄贈品の中身は変わってきます。その後、あらかじめ調整しておりました払出先、この日は波除福祉会の安治川保育園さんでしたが、園の車で職員さんが引取りに来られました。

これまでの寄贈品は、主に市内の保育所さんの方に、払出しております。映像にも映っていましたが、寄贈品にはペットボトルも多くありました。

水や、お茶などについては、園外への散歩や、遠足、また非常用の備蓄に活用されたりしています。「熱冷ましシート」などもありまして、園児の発熱時に、また、乾電池は、子どもたちが使うおもちゃや、懐中電灯用などに活用されています。

ちなみに、安治川保育園さんが取りに来られた車は、本会善意銀行の地域福祉活動に係る車両購入費用助成により購入された車両です。

映像は以上でございますが、セブン-イレブンからは、今後も1カ月に2~4前後の閉店が見込まれると、お聞きしております。

引き続き支援を必要としている団体や人にお届けできるよう、取り組んでまいります予定でございます。

続きまして、ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区との協定締結についてでございます。資料4をご覧ください。

昨年11月28日に開催しました評議員会において、本会の災害対応に関する説明に加え、ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区との災害支援に係る協定について、調整中と報告させていただいたところでございますが、去る2月6日に「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結いたしました。前方のスクリーンには、協定締結式の写真を映し出しております。

本協定は、災害発生時に本会が設置する、災害ボランティアセンター等の設置・運営や災害ボランティア活動等への支援を、迅速かつ効果的におこなうために、ライオンズクラブ会員の方が持つネットワークにより、人的・物的な支援を受けることができるようになるもので、今後の災害対応を行っていくうえで、重要な協定であります。具体的には、被災地内外におけるボランティアの移動に係る車両等の輸送手段の手配・提供や、被災地災害ボランティアセンター及び被災地外のボランティア活動支援拠点の設置・運営並びに被災地でのボランティア活動のための資機材の提供等について協定しています。

2月6日の協定締結日には、大阪府社協、和歌山県社協、堺市社協も同時にライオンズクラブ国際協会 335-B 地区との協定を締結されました。

次に、ライオンズクラブの主な活動例をスクリーンに映し出しておりますので、ご覧ください。これは、南海トラフ地震を想定して、和歌山県からの要請により、ライオンズクラブから緊急避難のための子ども用ライフジャケットを贈呈した際の写真です。続きまして、6月18日に大阪北部地震が発生した際に、茨木市社会福祉協議会からの要請を受け、当時、入手するのが大変困難であったブルーシート100枚と土嚢袋3,000枚を寄贈した際の写真です。災害が発生した際には、密接に情報提供・連携し、必要に応じた支援を受けることが可能となります。

今後は、各区社協と、区レベルのライオンズクラブとの協定締結に向けて、本会

中川部長 の方で調整しながら、進めてまいる予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に「屋根のシート張り講習会について」でございます。前回の評議員会で、本会では10月6日に開催したことを、ご報告申し上げたところでございますが、その後、淀川区社協と東淀川区社協で、また住之江区社協・住吉区社協の共催により、それぞれ、講習会を開催していただきました。

まず、東淀川区社協での講習会について 本日ご出席の東淀川区社協会長の、吉田評議員様からご報告いただき、続きまして、共催で実施されました住之江区社協・住吉区社協での講習会について 住之江区社協の中野評議員様、住吉区社協の北原評議員様から、ご報告をお願いしたいと存じます。

なお、お手元の資料4の1頁から2頁の他に、区でまとめていただきました資料を、スクリーンに映し出しますので、併せてご覧ください。

それでは、吉田評議員様から、ご報告、よろしくお願いいたします。

吉田評議員 ご報告させていただきます。

台風21号の後、ブルーシートは区役所に行けば貰えましたが、肝心の屋根にどうして張ったらいいのか、どこにお願いすればいいのかという相談が行政の方にもたくさん来たんですが、行政の方もどうしようもないから隣近所の会長さんに尋ねてくれとか、社協に行ってくれとか、たらい回しのような状態になって、私も随分と困りました。何とか良い瓦屋さんと巡り合えて、老夫婦宅のシート張りもしていただきました。私たちは若い人を集めて屋根にのぼってシートを張るくらいならできるのではと思いましたが、屋根の歩き方によっては瓦をだめにしてしまうこともあるそうで、手に負えないと感じ、一度勉強をしようと考えていたところ、こういった講習会の提案を受けて、実施することといたしました。

このシート張りについては地域全体の問題でありますので、区役所、消防署など色々な団体の皆さんと一緒に開催しました。当日の参加者は少なかったんですが、高所作業の経験者を中心とした総勢26名でした。まず、東淀川消防署から、地震など災害時に実際に起きた被害、特に火災の起きた原因等についてお話しいたいただき、日ごろから自分でできる災害の備えについてお話しいたいただきました。次に、東淀川区役所から、家具の固定など今できる備えについてお話しいただいた他、大阪北部地震や台風21号の際、区役所に特に多く寄せられた、屋根の応急処置に関する相談についてお話しいたいただきました。

次に、区社協職員より災害時のボランティア活動について、大阪北部地震や台風21号の際の事例も交えてお話した後、特に台風21号の際には屋根のシート張りに関する相談が多くありましたが、ほとんど応えることができなかったことをお話しし、後半のシート張り講習会へとつなげました。後半の屋根のシート張り講習では、まずレスキューアシストの講師より活動内容や、シート張り等活動をする際の注意点などについて講義がありました。次に、脚立やロープなどを使った実演で、特に活動中の安全についての講義がありました。参加者の方々は、とても熱心に聞き入り、ロープの結び方などの体験も積極的に参加されていました。参加者からは、「このような実践体験が大変良いと思います」「地域、消防、区役所、社協の話がきける講習会があまりないのでよかった」といった感想があったほか、50代主婦の方からも「できるかできないかは別として、知識として役だった」という感想をいた

吉田評議員 いただきました。講座終了後に受講者登録をお願いしたところ、10名の方に登録していただきました。

中川部長 ありがとうございます。続きまして、中野評議員様、北原評議員様よろしくお願ひいたします。

中野評議員 住之江区社協の中野でございます。今月17日に住吉区社協との共催で開催しました、屋根のシート張り講習会の報告をさせていただきます。先に報告いただきました東淀川区社協さんの内容と多くが重なりますが、しばらくの間お聞きください。

まず、講習会を開催した目的などについてお話します。昨年9月に発生しました台風21号により、大阪市内各所においても甚大な被害が生じました。わが住之江区におきましても、南港地域、東部の住宅密集地において大変な被害が生じました。とりわけ、屋根瓦の破損など家の被害が多く、応急処置用として、区役所から、備蓄していた約1,800枚のブルーシートが被害世帯に配付されました。

しかし、高齢者世帯や単身世帯が多い住之江区では、配付されたシートを張ることができない、または、配付されたブルーシートの数に限りがあり、受け取ることができなかったなど、応急処置ができない被災者から区役所や区社協に対し問合せがありました。

これまで区社協には、災害時に活躍できる技術を持ったボランティア組織がなく、このような困りごとに対応することができませんでした。災害時に活躍できるさまざまな技術を持ったボランティアの育成、組織化の必要性を感じていたところ、市社協からのアドバイスもあり、本講習会を開催することといたしました。また、以前から強い関心をお持ちであった住吉区社協に講習会のお話しをしたところ、共催での開催となりました。講習会を機に、今後災害支援の技術を持ったボランティアの組織化に取り組んでいくこと、また、大規模災害時に隣接する区社協との協力体制の強化を念頭に開催しました。

今回の講習会は、住之江区社協、住吉区社協の共催とし、日本財団、レスキューアシストをはじめとする各種団体の協力のもと開催しました。当日は、小雨が降り屋内での講習となりましたが、36名の方にご参加いただきました。参加者の多くは町会役員、地域防災リーダー、民生委員など地域の活動者や区社協登録ボランティアの皆さんでした。その他、区役所や市、区社協の職員も多く参加しました。

参加者の多くが町会長など地域活動者や区社協登録ボランティアであることから、単に技術の習得のみを目的とせず、改めて「地域の支え合い」や「ボランティア」についての理解を深めていただくことをねらいとしたものにすべきと考え、前半を区社協職員による「災害時の社協の役割、地域による助け合いについて」と題した講義、後半にシート張りの講習会という2部構成で実施しました。

まずは第1部の講義です。住之江区社協異副主幹、住吉区社協松尾主査から、災害時に一番必要なのは、「地域による助け合い」であることや、今後の活動や組織化につなげていけるよう大規模災害時の社協やボランティアの役割、実際の被災地での支援活動の様子などについて説明がありました。

引き続き、第2部屋根のシート張り講習会です。最初にレスキューアシストの中島さん、松本さんによる講義です。配付されたテキストに基づき、シート張りの必

中野評議員

要性や安全に対する配慮等について説明がありました。また、屋根に上がるのは高所作業の経験のある者が行うこと、全体の約8割の作業は地上でできることなどが話されました。

次に、隣の会議室に移り実際の作業内容等について、屋根の模型を使い、実演も交えた講義が行われました。まずは実際の作業で使う道具の名前や使い方についての説明が行われました。道具や材料の選び方についても説明がありました。続いて、安全を確保するためのロープの結び方など、作業を行うに当たり必要とされる知識や技術について学びました。参加者の皆さんも実際にロープを使って練習をしました。続いて、屋根の模型を使って、シート張りの実演が行われました。状況に応じ、工夫された複数の張り方が紹介されました。こちらは、土のう袋を使った実演です。耐久性を高めるため土のう袋の素材にまで配慮が必要であることが説明されました。こちらは、土のう袋を使わず、のじ板を使用し瓦に固定する工法の実演です。非常に耐久性の高い工法であるとのこと。風にあおられて、シートが飛んだり、音がしないよう屋根の端の処理もしっかり配慮されています。補修部分が小規模な場合、ブルーシートと防水テープなどで作成した「仮の瓦」を使用し、必要な部分のみ補修することもできるとのことでした。いずれの方法も、これまでの経験により工夫がなされており、専門業者の意見も聞き、その後の本格的な修繕の妨げとならないよう考えられたものでした。

最後に参加者からのシートの張り方等に関するいくつかの質問に、ていねいにお答えいただき、予定時間を少しオーバーして講習会を終了しました。参加者からは、「災害を予知することはできないが、必ず起こるものであり、普段からの備えや地域の支えあいが必要であることを強く感じた」「災害が起こった時には、できることから手伝いたい」「未知の分野であったが、自分でも準備できることが多そうに感じた」「実際に屋根に登ることはできないが、地上で手伝えることもあることが分かった」「経験に基づくいろいろな工夫を実際に見られ大変よかった」「ブルーシートの現状や現場の様子がよく分かり、職場でも紹介し話題にしたいと思う」といった感想をいただきました。

本講習会の満足度については、先ほどの参加者の感想にもございましたように、「大変良かった」「良かった」という方が90%以上おられ、大変好評であったと思われます。また、「今後災害発生時、ブルーシート張りのボランティア活動が必要になった場合、協力をお願いをしても良いですか？」という問いに対して70%の方が氏名、連絡先を記載のうえ、協力いただけるとお答えいただきました。

今後は、冒頭にも申しましたが、このたびの講習会を契機に、災害時に活躍できるボランティアの育成、組織化に取り組んでいきたいと思っております。

さらに、本会と隣接する住吉区は、本区同様大和川に接しており、台風や大雨により川が氾濫した際にはお互いの区が広範囲に被災することが想定されています。大規模な災害が発生した際には、区を超えて支援・協力ができるよう、今後も連携に努めてまいりたいと思っております。

私からの報告は以上です。住吉区社協さんからも補足等ございましたらよろしく願いいたします。

北原評議員

住吉区社協の北原でございます。今回、住之江区社協さんと合同で開催して大変勉強になりました。こういった講習はたびたびすることが大事ですので、また頑張

北原評議員 　　ってやっていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

中川部長 　　ありがとうございました。最後に、事務局から淀川区社協での講習会について、事務局からご報告申し上げます。

淀川区では、大阪北部地震や台風 21 号、24 号での対応を振り返る会として、10 月 30 日に、第 1 回の井戸端会議を開催し、淀川区に縁のある人たち 20 人が集まり、災害時に何ができるか、どういう繋がりがあるのか意見を出し合う会を開催されました。そういった繋がりから、屋根のシート張り講習会を 2 月 9 日（土）に開催したところ、41 人の参加がありました。3 月 29 日にも再度、この井戸端会議を開催し、地域における防災力を上げるための取組みを継続していくとの報告を受けています。

本会としては、今後も引き続き、災害支援活動が可能なボランティア・担い手の拡大を図っていくことが重要であると考えております。評議員の皆さま方には、今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

報告事項は以上でございます。

吉川議長 　　ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、以上をもちまして、議長役終わらせていただきます。

長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司　　会 　　これもちまして、評議員会を終了させていただきます。今後の予定でございますが、平成 30 年度事業報告及び決算についてご審議いただきます評議員会を 2019 年 6 月 21 日（金）午後 1 時 30 分から大阪市立社会福祉センターで開催いたします。後日、文書にてご案内いたしますので、ご予約いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。